極上の会津暮らすような旅商品化補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、極上の会津プロジェクト協議会（以下「協議会」という。）が会津地域の観光振興による経済の活性化を図るため、令和５年９月から開催される JR 東日本の重点販売キャンペーンを契機とし、旅行者が会津地域に根差した文化や風習に触れ、地域住民等との交流を通じて地域との関係性を深める参加型イベントや企画旅行商品など、次年度以降も継続的・発展的に事業に取り組む団体等に対して交付する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する団体等とする。

⑴　会津地域内に所在する団体等

⑵　旅行業法第３条に規定する旅行業者

⑶　その他、会津地域の市町村が参画する団体等

２　前項の規定にかかわらず、福島県暴力団排除条例（平成 23 年福島県条例第 51 号）第２条第１号に規定する暴力団又は代表者若しくは構成員が同条第２号に規定する暴力団員若しくは同条第３号に規定する暴力団員等に該当すると認められる場合は、補助金の交付対象としない。

（補助要件）

第３条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号の全てを満たすものとする。

⑴　令和５年９月１日から令和６年１月 30 日までの期間に会津地域内で実施するものであること

⑵　旅行者が地域イベント等で一定の役割を持って参加する又は地域住民等との関係構築を目的とした参加型イベントや企画旅行商品などであること

⑶　同一の事業に対して、県又は他の団体から別に補助金の交付を受けていないこと

⑷　補助事業を実施する市町村からの同意を受けていること

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に必要な経費で次に掲げる経費とする。

⑴　報償費（講師や自治会等への謝礼など）

⑵　使用料・賃借料（衣装や用具等のリース代、会場使用料、バス借上料など）

⑶　広報費（チラシ・ポスター制作費など）

⑷　その他、事業趣旨に合った必要な経費（宿泊費、飲食費、備品購入費など）

（補助金額及び補助限度額）

第５条　補助金額は、前条第１項に規定する補助対象経費の範囲内で会長が定める額とし、限度額は 500,000 円とする。

（事前協議）

第 6 条　補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業を実施する日の原則 1 か月前に事前の協議を行わなければならない。

（交付の申請）

第 7 条　補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、極上の会津暮らすような旅商品化補助金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、極上の会津プロジェクト協議会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

⑴　事業計画書

⑵　収支予算書

⑶　補助事業を実施する市町村からの同意書（第 2 号様式）

⑷　その他会長が必要と認める書類

（交付の決定）

第 8 条　会長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付決定通知書により、補助対象者に通知するものとする。なお、決定に際して、必要な条件を付することができる。

（事業計画の変更）

第 9 条　補助対象者は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた場合において、事業計画を変更又は中止しようとするときは、速やかに極上の会津暮らすような旅商品化補助金変更（中止）承認申請書（第 3 号様式）に次に掲げる書類のうち会長が指定するものを提出し、その承認を受けなければならない。ただし、会長が認める軽微な変更はこの限りではない。

⑴　変更事業計画書

⑵　変更収支予算書

⑶　実施状況の写真

⑷　領収書等の事業費総額が確認できる書類の写し

⑸　その他会長が必要と認める書類

（変更又は中止の承認）

第 10 条　会長は、前条の規定による承認申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金変更（中止）承認通知書により、補助対象者に通知するものとする。

2　気象条件や天変地異など、補助対象者の責めによらない不測の事態により、補助事業の一部又は全部が中止となった場合は、既に執行済みの経費又は社会通念上取り消すことができない経費を補助対象経費とすることができる。

（実績報告）

第 11 条　補助対象者は、補助事業が完了したときは、極上の会津暮らすような旅商品化補助金実績報告書（第 4 号様式）に次に掲げる書類を添えて、令和 6 年 1 月 31 日までに会長へ報告しなければならない。

⑴　事業報告書

⑵　収支決算書

⑶　前 2 号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第 12 条　会長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、補助事業の決定内容及び補助要件を適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 13 条　補助対象者は、前条の規定による補助金額の確定通知を受けたときは、速やかに極上の会津暮らすような旅商品化補助金交付請求書（第 5 号様式）を会長に提出しなければならない

（交付決定の取消等）

第 14 条　会長は、補助対象者が次の各号に掲げる行為をしたときは、第 7 条の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき

⑵　補助金を他の用途に使用したとき

⑶　第 7 条の規定による交付決定の内容又は補助要件その他法令若しくは規程又はこれらに基づく会長の処分に違反したとき

2　会長は、前項の規定による決定の取り消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、補助対象者に対して、期限を付して当該取消しに係る部分に対する補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（補助事業の全部又は一部中止の場合の措置）

第 15 条　気象条件や天変地異等、補助対象者の責めによらない事由により、補助事業の全部又は一部が中止となった場合は、既に執行済みの経費又は社会通念上取り消すことができない経費のうち、交付決定額の 30 パーセント以内の額を補助対象とすることができる。

（会計帳簿等の整理等）

第 16 条　補助対象者は、補助事業の収支に関する帳簿及び領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（補則）

第 17 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

1　この要綱は、令和５年７月25日から施行する。

第１号様式（第７条関係）

令和　　年　　月　　日

極上の会津プロジェクト協議会長

（申請者）
所　　在　　地
事 業 者 名
代表者職氏名
担 当 者 氏 名
電 話 番 号

極上の会津暮らすような旅商品化補助金交付申請書

極上の会津暮らすような旅商品化補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

１　補助申請額　　円

２　事 業 内 容

事　　業　　名	
ターゲットおよびテーマ	
販 売 開 始 日	令和　年　月　日
実　施　期　間	令和　年　月　日　～　令和　年　月　日
募　集　人　員	人
販売および集客方法	
広　告　媒　体（部数等）	

【添付書類】
（１）旅行行程表・企画書等（行程、販売価格、ターゲット（エリア、客層等）、商品の特徴等を記載したもの（任意様式））
（２）募集チラシ・パンフレット案等
（３）予算書及び見積書等

第２号様式（第７条関係）

令和　　年　　月　　日

極上の会津プロジェクト協議会長

市町村名
代 表 者

極上の会津暮らすような旅商品化補助金同意書

下記の事業は、極上の会津暮らすような旅商品化補助金交付要綱に規定する補助事業として適当と認められるので、事業実施について同意します。

記

１　事 業 名：

２　事業者名：

３　意　　見：

【市町村担当者】
所属部署：
担当者名：
電話番号：

第３号様式（第９条関係）

令和　　年　　月　　日

極上の会津プロジェクト協議会長

（申請者）
所　　在　　地
事 業 者 名
代表者職氏名
担 当 者 氏 名
電 話 番 号

極上の会津暮らすような旅商品化補助金変更（中止）承認申請書

令和　年　月　日付けで交付決定のあった極上の会津暮らすような旅商品化補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので申請します。

記

１　事　業　名

２　変更（中止）の理由

３　添付書類（※変更の場合）
　　変更内容が確認できる書類

第４号様式（第 11 条関係）

令和　　年　　月　　日

極上の会津プロジェクト協議会長

（申請者）
所　　在　　地
事 業 者 名
代表者職氏名
担 当 者 氏 名
電 話 番 号

極上の会津暮らすような旅商品化補助金実績報告書

令和　年　月　日付けで交付決定のあった極上の会津暮らすような旅商品化補助金について、関係書類を添えて報告します。

記

１　補助請求額　　円

２　事 業 内 容

事　　業　　名	
催 行 期 間	令和　年　月　日　～　令和　年　月　日
参 加 者 数 （ 内 訳 等 ）	大人　人（男性　人、女性　人） 小人　人（男性　人、女性　人）
販 売 お よ び 集 客 方 法	
広 告 媒 体 （ 部 数 等 ）	

【添付書類】
（１）ツアー催行の様子が分かる写真
（２）販売・集客方法が確認できる書類（パンフレット、広告等）
（３）支払の内訳が分かる書類（請求書または領収書の写し）

第５号様式（第 13 条関係）

令和　　年　　月　　日

極上の会津プロジェクト協議会長

（申請者）
所　　在　　地
事 業 者 名
代表者職氏名
担 当 者 氏 名
電 話 番 号

極上の会津暮らすような旅商品化補助金交付請求書

令和　年　月　日付けで交付決定のあった極上の会津暮らすような旅商品化補助金について、下記のとおり補助金を請求します。

記

１　事　業　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　交付決定額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

３　補助請求額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

４　振　込　先

金融機関名		口座種別（いずれかに〇）
支店名		普通　・　当座
口座名義《カナ》		
口座名義《漢字》		
口座番号		